



地域福祉推進のための仕組みづくり ～活気と温もりのある地域を目指して～

1 地域共生社会実現のための基盤体制強化

本計画を推進するために、市、社会福祉協議会、地域住民や地域に関わるすべての組織・団体との連携・協働する体制を構築していくことが大切です。

本計画が今までに推進してきた共助社会の構築及び国の掲げる地域共生社会の実現を目指し、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、各組織、団体のネットワーク化を図ります。

(1) 船橋市の地区コミュニティと行政ブロック

現在、市内に24の地区コミュニティが設定されており、その地区コミュニティごとに、地区自治会連絡協議会（市全域では船橋市自治会連合協議会）、地区民生委員児童委員協議会（市全域では船橋市民生児童委員協議会）、地区社会福祉協議会（市全域では船橋市社会福祉協議会）が設置されています。

地区自治会連絡協議会は、地域における活動の基盤である自治活動を実施している町会・自治会が連携することで自治活動の更なる活性化を目指す組織です。

地区民生委員児童委員協議会は制度ボランティアとして福祉の第一線を担う民生委員・児童委員が連携・協力しながら、地域における課題の解決や民生委員・児童委員活動の質の向上、行政との連携の強化等に取り組んでいます。

地区社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核となる団体であり、船橋市社会福祉協議会の支部として地区コミュニティごとに設置されています。

そして、この3団体はそれぞれの立場から地域福祉を推進していくために、積極的な取り組みがなされています。

また、総合計画では24の地区コミュニティを統合する形で、南部・西部・中部・東部・北部の5つの行政ブロック（日常生活圏域）が設定されています。

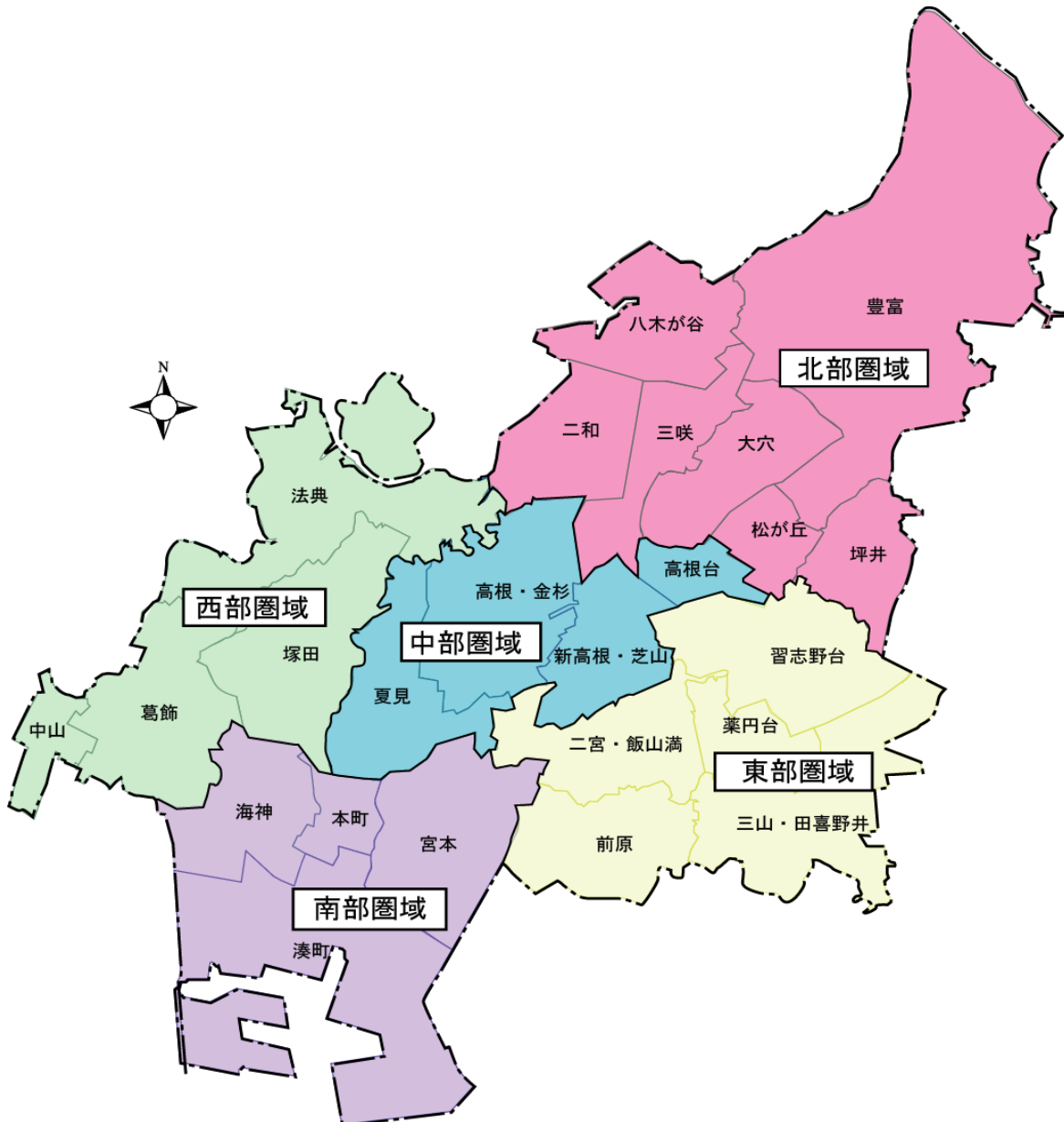
図表【5つの行政ブロック（日常生活圏域）の概況】

(令和3年10月1日現在)

圏域	面積 (ha)	人口 (人)	年少人口 (0歳～14歳)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	高齢人口 (65歳以上)	高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
南部	1,544.30						
西部	1,514.00						
中部	1,093.20						
東部	1,617.00						
北部	2,795.50						
合計	8,564.00						

住民基本台帳参照

図表【5つの行政ブロック（日常生活圏域）と24地区コミュニティ】



(2) 地域資源の有効活用

地域福祉を推進していくための担い手は、地域に住む住民一人ひとりです。本計画が今まで推進してきた「共助社会」の構築や国の掲げる「地域共生社会」の実現に向けて、地域におけるボランティアの育成や、地区自治会連絡協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会をはじめとした地域における各種団体間の連携も重要です。地域には、さまざまな知識や技術を持ち、ボランティアとして活動できる人がたくさんいます。そのような人的資源を活用・育成するため、また、市民一人ひとりが地域に貢献する役割を持っていることを認識するとともに、地域で活躍できる仕組みを作っていくため、各種イベントや各種講座を充実させます。

さらに、社会福祉協議会内のボランティアセンターと地区社会福祉協議会の連携を強め、ボランティア活動に関心のある人にさまざまな情報を提供し、活動を始めやすい環境づくりを進めます。

また、社会福祉法人には、平成28年4月の改正社会福祉法により、地域における公益的な取組を行うように努めることとされていることから、ボランティアとして活動したい人を受け入れるとともに、地域住民が交流できる場づくりなど、地域貢献活動をより積極的に行うことが求められています。

一方、地域福祉を推進していくには担い手という人的資源を確保するだけでなく、活動の拠点確保するといった物的な地域資源も必要です。

現在ではさまざまな活動が公民館を中心に行われていますが、生涯学習のニーズの高まりとともに、会場の確保も難しくなっています。そこで、地域における福祉活動の拠点を確保していくために、学校や公共施設の一部などの有効活用を進めていくとともに、町会・自治会館の活用、民間研修施設の利用、福祉サービス事業者の施設の開放、商店街の活性化にもつなげる空き店舗の再利用などを進め、必要な活動拠点の確保を図ることが重要です。

5つの行政ブロック（日常生活圏域）別の地域資源等は次のカルテのとおりです。

①南部

①地区内の人口・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）			
総人口	***人	<p>隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる</p> <p>町会・自治会の活動に現在参加している</p> <p>身近な地域での助け合い活動が“必要”</p> <p>地域での支えあいや助け合いに関心が“ある”</p> <p>地域の人の関わりにより支えられていると感じることが“ある”</p> <p>市全体 南部(N=***)</p>			
年少人口（0～14歳）	***人				
生産年齢人口（15～64歳）	***人				
高齢期（65歳以上）	***人				
前期高齢者（65～74歳）	***人				
後期高齢者（75歳以上）	***人				
世帯数	*戸				
令和*年*月末現在					
②地区内の主な資源				中学校	*か所
地域包括支援センター	*か所			高等学校	*か所
在宅介護支援センター	*か所	大学、専門学校	*か所		
老人憩いの場	*か所	保健センター	*か所		
介護保険施設・事業所	*か所	病院	*か所		
障害者施設・事業所	*か所	一般診療所	*か所		
保育所（公立）	*か所	歯科診療所	*か所		
保育所（私立）	*か所	保健所	*か所		
幼稚園	*か所	公民館	*か所		
放課後子ども教室	*か所	市役所・出張所・連絡所	*か所		
子育て支援センター	*か所	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	*		
放課後ルーム	*か所	福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）	*団体		
小学校	*か所	町会・自治会会館数	*		
民生委員・児童委員	*人				
地区社協ボランティア人数	*人				

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります

②西部

①地区内の人口・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）			
総人口	***人	<p>隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる</p> <p>町会・自治会の活動に現在参加している</p> <p>身近な地域での助け合い活動が“必要”</p> <p>地域の人との関わりにより支えられていると感じることが“ある”</p> <p>地域での支えあいや助け合いに関心がある”</p> <p>○市全体 ■西部(N=***)</p>			
年少人口（0～14歳）	***人				
生産年齢人口（15～64歳）	***人				
高齢期（65歳以上）	***人				
前期高齢者（65～74歳）	***人				
後期高齢者（75歳以上）	***人				
世帯数	*戸				
令和*年*月末現在					
②地区内の主な資源				中学校	*か所
地域包括支援センター	*か所			高等学校	*か所
在宅介護支援センター	*か所	大学、専門学校	*か所		
老人憩いの場	*か所	保健センター	*か所		
介護保険施設・事業所	*か所	病院	*か所		
障害者施設・事業所	*か所	一般診療所	*か所		
保育所（公立）	*か所	歯科診療所	*か所		
保育所（私立）	*か所	保健所	*か所		
幼稚園	*か所	公民館	*か所		
放課後子ども教室	*か所	市役所・出張所・連絡所	*か所		
子育て支援センター	*か所	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	*		
放課後ルーム	*か所	福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）	*団体		
小学校	*か所	町会・自治会会館数	*		
民生委員・児童委員	*人				
地区社協ボランティア人数	*人				

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります

③中部

①地区内の人口・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	***人	<p>隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる</p> <p>町会・自治会の活動に現在参加している</p> <p>身近な地域での助け合い活動が“必要”</p> <p>地域の人の関わりにより支えられていると感じることが“ある”</p> <p>地域での支えあいや助け合いに関心がある”</p> <p>—○— 市全体 —■— 中部(N=***)</p>	
年少人口（0～14歳）	***人		
生産年齢人口（15～64歳）	***人		
高齢期（65歳以上）	***人		
前期高齢者（65～74歳）	***人		
後期高齢者（75歳以上）	***人		
世帯数	*戸		
令和*年*月末現在			
②地区内の主な資源			
地域包括支援センター	*か所		
在宅介護支援センター	*か所	高等学校	*か所
老人憩いの場	*か所	大学、専門学校	*か所
介護保険施設・事業所	*か所	保健センター	*か所
障害者施設・事業所	*か所	病院	*か所
保育所（公立）	*か所	一般診療所	*か所
保育所（私立）	*か所	歯科診療所	*か所
幼稚園	*か所	保健所	*か所
放課後子ども教室	*か所	公民館	*か所
子育て支援センター	*か所	市役所・出張所・連絡所	*か所
放課後ルーム	*か所	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	*
小学校	*か所	福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）	*団体
民生委員・児童委員	*人	町会・自治会会館数	*

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります

④東部

①地区内の人口・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	***人	<p>隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる</p> <p>町会・自治会の活動に現在参加している</p> <p>身近な地域での助け合い活動が"必要"</p> <p>地域のひととの関わりにより支えられていると感じることが"ある"</p> <p>地域での支えあいや助け合いに関心がある</p> <p>市全体 東部(N=***)</p>	
年少人口（0～14歳）	***人		
生産年齢人口（15～64歳）	***人		
高齢期（65歳以上）	***人		
前期高齢者（65～74歳）	***人		
後期高齢者（75歳以上）	***人		
世帯数	*戸		
令和*年*月末現在			
②地区内の主な資源			
地域包括支援センター	*か所		
在宅介護支援センター	*か所	高等学校	*か所
老人憩いの場	*か所	大学、専門学校	*か所
介護保険施設・事業所	*か所	保健センター	*か所
障害者施設・事業所	*か所	病院	*か所
保育所（公立）	*か所	一般診療所	*か所
保育所（私立）	*か所	歯科診療所	*か所
幼稚園	*か所	保健所	*か所
放課後子ども教室	*か所	公民館	*か所
子育て支援センター	*か所	市役所・出張所・連絡所	*か所
放課後ルーム	*か所	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	*
小学校	*か所	福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）	*団体
民生委員・児童委員	*人	町会・自治会会館数	*

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります

⑤北部

①地区内の人口・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）			
総人口	***人	<p>隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる</p> <p>町会・自治会の活動に現在参加している</p> <p>身近な地域での助け合い活動が“必要”</p> <p>地域での支えあいや助け合いに関心が“ある”</p> <p>地域の人との関わりにより支えられていると感じることが“ある”</p> <p>— 市全体 — 北部 (N=***)</p>			
年少人口（0～14歳）	***人				
生産年齢人口（15～64歳）	***人				
高齢期（65歳以上）	***人				
前期高齢者（65～74歳）	***人				
後期高齢者（75歳以上）	***人				
世帯数	*戸				
令和*年*月末現在					
②地区内の主な資源				中学校	*か所
地域包括支援センター	*か所			高等学校	*か所
在宅介護支援センター	*か所	大学、専門学校	*か所		
老人憩いの場	*か所	保健センター	*か所		
介護保険施設・事業所	*か所	病院	*か所		
障害者施設・事業所	*か所	一般診療所	*か所		
保育所（公立）	*か所	歯科診療所	*か所		
保育所（私立）	*か所	保健所	*か所		
幼稚園	*か所	公民館	*か所		
放課後子ども教室	*か所	市役所・出張所・連絡所	*か所		
子育て支援センター	*か所	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	*		
放課後ルーム	*か所	福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）	*団体		
小学校	*か所	町会・自治会会館数	*		

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります

(3) 船橋市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の充実・強化

社会福祉協議会は、行政や地域組織、市民活動グループ、社会福祉施設などの協力を得ながら、福祉を目的とした様々な事業を進めており、地域福祉を推進するうえで中心となる組織です。社会福祉協議会では自主事業の実施、ボランティアセンターの運営のほか、市からの委託事業として、生活支援コーディネーター事業や生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）などを行っているため、こうした経験と知識を活かした更なる事業内容の充実を支援します。また、専門的な対応力の強化と効率的な事業推進に向け、職員の資質向上と適切な職員配置に努めます。さらに、地域課題を的確に把握できるよう、積極的に地域に出向いてニーズ発掘に努めるとともに、課題解決に向けて多様な関係機関との連携が図られるよう、コーディネート機能の強化を支援します。

また、社会福祉協議会は限られた財源と職員体制のなかで運営されています。活動充実のために、経費の効率的な執行に努めるとともに、社会福祉協議会の会員拡大や共同募金活動への支援強化及び新たな自主財源の確保など、財源基盤の強化を支援します。

① 船橋市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の位置づけ・役割

社会福祉協議会とは、公共性・公益性の高い民間団体であり、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と法的にも明確に位置づけられています。

船橋市社会福祉協議会では市全体を対象としたボランティア活動振興事業や日常生活自立支援事業、安心登録カード事業、低所得世帯支援事業の推進など、さまざまな活動を行っており、支部として24地区コミュニティの全てに地区社会福祉協議会が設置されています。

地区社会福祉協議会では、主要5事業である「ミニデイサービス事業」「ふれあい・いきいきサロン事業」「地域福祉まつり事業」「ボランティア育成事業」「広報活動事業」のほか、地域の状況により、在宅の生活支援を行う「たすけあいの会」、子育て中の母親同士の交流の場となっている「子育てサロン事業」や男性のひとり暮らし高齢者の食生活の自立を支援する「シルバー男性料理教室」、子どもからお年寄りまで幅広い交流の場を提供する「世代間交流事業」など地域に密着した活動を活発に行っています。さらには、公的施設に事務拠点を確保しているという利点を活かして、地域における福祉相談も実施しています。

② 船橋市社会福祉協議会の主な事業

・地区社会福祉協議会の充実

市内24地区にある地区社会福祉協議会は、船橋市社会福祉協議会の支部として位置づけられています。地区社会福祉協議会では、町会・自治会、民生委員・児童委員、各種団体など地域の皆様のご協力をいただきながら地域と一体となって、地

域に密着したミニデイサービス、ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン、地域福祉まつり、ボランティア育成、広報紙の発行、安心登録カード事業等の地域福祉活動に取り組んでいます。

- **高齢者・障害者等の地域生活支援**

- ▶安心登録カード事業の推進
- ▶車椅子等の貸出

- **ボランティア活動の推進**

ボランティアセンターを拠点として、ボランティアの募集、養成、登録、斡旋、福祉用具の貸出、情報交換会の開催、団体助成、福祉教育の啓発、福祉読本の配布等ボランティア活動の推進を図っています。

- **青少年の健全育成事業の支援**

青少年の健全育成等を青少年育成団体、少年少女団体連絡協議会、青少年団体等と連携して進めています。

- **権利擁護事業の推進**

判断能力が十分でないために適切な福祉サービスを受けられない人に対し福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業（ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」）や市民後見人養成講座等を行っています。

- **生活福祉資金等の貸付**

住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるようにするための生活福祉資金の貸付事業や、市内に居住する低所得世帯への一時的な生活費（食費等）を貸付ける福祉銀行貸付事業を行っています。

- **基盤強化及び自主財源の確保**

地域福祉問題の解決について主体的にかかわると同時に、地区自治会連絡協議会や地区民生委員児童委員協議会をはじめ、各関係機関・団体との連絡調整の役割も果たします。また、船橋市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の人材育成に努めます。広報活動にも力を入れ、より多くのボランティア活動への参加を促すとともに、会費や寄付金、共同募金配分金などの協力依頼を行いながら自主財源の確保に努めています。

- **居住支援事業**

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため設立された居住支援協議会の事務局として、相談窓口である「住まいるサポート船橋」を運営しています。住まいの確保が困難な65歳以上の一人暮らしの高齢者の方などが円滑に民間賃

貸住宅に転居できるように情報提供支援等を行っています。

• **その他に行っている主な事業**

- ▶共同募金会船橋支会事業
- ▶歳末たすけあい募金配分事業
- ▶不要入れ歯リサイクル事業
- ▶船橋市おもちゃの図書館の運営
- ▶社会福祉事業振興資金貸付事業
- ▶災害時ボランティアセンターの立ち上げと運営
- ▶フードドライブへの協力
- ▶生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置）
- ▶福祉リフトカー運行事業
- ▶地域協議会の設置・運営

③ 船橋市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会への期待

- 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制を実施するための体制づくりを市と連携・協力しながら行う。
- 地区社会福祉協議会を拠点とする地域の福祉相談窓口機能をさらに充実させ、複合化・複雑化した課題に対応できるよう制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネートを行う。
- 「地域コーディネーター（公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知識を有し、個人、組織、制度などをコーディネートして地域の中でさまざまな課題の解決にあたる人）」と位置づけている地区社会福祉協議会の事務局員の資質の向上を行うため、研修の充実を図る。
- 地域包括ケアシステムの推進にかかる生活支援ボランティアの発掘のための方策を市とともに協議する。
- 地区社会福祉協議会の活動拠点を補うため民間の空き店舗等、既存の社会資源の有効活用について市とともに検討する。
- 会費・会員増強計画の展開と財源配分の再検討を行い、財政基盤の強化を図るとともに、地域福祉の推進に向けた独自の取組を検討する。

（４）ボランティアの充実のための検討

① ボランティア充実のための施策と地域福祉支援員の配置

ボランティア活動の充実については、第3次船橋市地域福祉計画において全体に共通する柱として推進を図ってまいりました。第4次地域福祉計画においては、基本方針である3本の柱の土台として位置づけ、ボランティア活動への市民参加の啓発など、ボランティア充実のための施策を展開してきます。具体的には、本市特有の事業として、平成18年度より「共助・互助」の活性化を図るために、地域における福祉活動を側面から支援する「地域福祉支援員」を地域福祉課に配置しており、地域に出向きニーズを把握することで、市の施策に反映をしていきます。

② 地域福祉活動助成金による支援

「地域福祉活動助成金」は、船橋市福祉基金の運用益等を活用し、在宅福祉等の普及及び向上を図る事業、健康及び生きがいづくりの推進を図る事業、ボランティア活動を活性化する事業など、地域福祉を推進する事業に対し財政的な支援をしています。

③ 今後の方策の検討について

本計画が今まで推進してきた「共助社会」の構築や国の掲げる「地域共生社会」の実現に向けて、福祉分野のボランティア活動を充実するための方策を以下のとおり検討していきます。

ア 市民一人ひとりのボランティア活動への参加を促進する

誰もが当たり前のようにボランティア活動に参加していくことを年代層ごとに考えてみると、以下のようにまとめることができます。

・若年期

子どもの頃から地域との関わりを持つことで、地域への愛情を育み、地域における住民同士のつながりの楽しさが実感できるような活動として、高齢者施設への慰問ボランティアや地域福祉まつりでのお手伝いボランティアなどがあります。

若年期でのボランティア活動体験により、成長してからもボランティア活動に比較的入りやすくなることが考えられます。

そのため本市では、地区社会福祉協議会の行事や慰問等活動できる施設の情報の提供を、幼稚園や学校、PTA、町会・自治会等の若年層の関係する団体等に対して行うほか、夏休みを利用したボランティア体験会、小中学生のボランティア体験、障害者やボランティアグループ等の講演や、高齢者等とふれあう機会の充実を図ります。

・働き盛り期

この世代は、仕事や子育てに忙しい世代であり、継続的にボランティア活動等で地域に関わっていくことは難しいこともありますが、小中学校の保護者が中心となるPTA活動などのボランティア等、子育て世代ならではの活動もあります。

また、この世代はいわゆる現役世代と呼ばれ、仕事などに拘束される時間も多いため、限られた時間でも参加できるボランティア活動が必要とされます。一方では、ボランティア活動をする意志があっても、情報やきっかけがなく、ボランティア活動をする機会を得られない人もいると考えます。

そのため本市では、PTA等の学校関係団体や既存の活動団体の情報を集めて発信するほか、期間や場所を限定した参加しやすいボランティア活動のメニューや、市民活動ボランティアガイドブックの利用を推進するなど、ボランティア活動ができる気運を高めます。

・高齢期

豊富な知識や経験を有していることから、それらをボランティア活動を通じて地域へ還元するなど、積極的に社会参加（仲間づくりなど）し、地域で役立つことで深い満足感が得られると思います。

この年代は、ボランティア活動の主演となり、重要な担い手としての活躍が期待されます。しかし、ボランティア活動に参加している人が固定化・高齢化している現状があります。

そのため本市では、意欲を持つ高齢者をボランティア活動につなげるため、町会・自治会、地区社会福祉協議会、NPO 等のさまざまな団体との連携を図り、この世代への情報発信や具体的なプログラムの作成など、多様な仕組みづくりに取り組みます。

イ 地域福祉を支えるボランティア活動の拡大を図る

地域福祉活動は、多くの地域住民がボランティアとして参加し、そういった人々の力で支えられています。地域福祉の取り組みを進める上で、ボランティアの力はなくてはならないものです。

福祉ボランティアの活動の形態は、無償のものだけではなく、材料費や交通費などの実費負担程度の報酬がある有償ボランティアなど多様化してきています。有償ボランティアは、ボランティア活動の受け手と担い手がよりよい関係を保つために、知恵を出し合い、工夫しあって生み出されたものであり、市民意識や地域の事情によってますます多様化していくものと考えます。

市としては、ボランティア活動やイベント、体験などの行事を通して、幅広い層の人々がボランティア活動に対する興味や関心を持てるような機会をさらに充実させていきます。

また、本市では「地域包括ケアシステム」を推進するため、地域での生活支援の仕組みづくりを進める「生活支援コーディネーター」を市内の24地区コミュニティに配置しています。「生活支援コーディネーター」は、地域の単身高齢者や高齢者世帯などから生活支援の相談を受け、地域の福祉サービスや助け合い活動などで支援ができないかどうかを検討し、包括的な支援をしていけるような体制づくりを目指しています。

ウ 既存団体のボランティア活動の促進を図る

本市では、町会・自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブや生きがい福祉事業団など様々な団体が、様々な形で有償、無償ボランティア活動を展開しています。

こうした地域の貴重な社会資源が、支援を必要としている人々に適切に結びつくよう、各団体の事業内容の一元的な把握と利用者にとって利用しやすくなるため、ボランティア活動の情報提供などについて工夫していきます。

また、地区社会福祉協議会の活動や地域の支え合いのボランティア活動にあわせたりリーダー研修の実施を検討していきます。

一方、地域の見守り活動などでは、福祉と関連が希薄であった団体や企業などの参画も増えてきています。企業等も地域福祉の担い手と捉え一層の交流・連携を図っていきます。さらに、地域へ職員が出向き、ボランティア活動のニーズや課題を捉え、活動しやすい環境整備に努めます。

(5) 地域住民、事業者、行政の協働による横断的な連携

① 地域における支援のネットワーク化

市内の24地区コミュニティごとに設置されている地区社会福祉協議会がコーディネート機能を持ちながら、町会・自治会、地区民生児童委員協議会、NPO、社会福祉法人等の事業者、たすけあいの会等ボランティア団体が連携することで、地域での人と人とのつながりが強化され、課題の発見や相談窓口に早期に繋がることが期待されます。地区社会福祉協議会に配置されている地域コーディネーター及び生活支援コーディネーターは、地域における支援の中核として、各団体の連携強化を進める役割が期待されます。

また、ごみ屋敷問題など、地域における支援だけでは解決できない問題については、地域と行政との連携を強化し、課題の調整及び協議の場を持ち、解決策を検討していく場を設置していくことが求められます。

② 行政による断らない相談支援体制の構築

本市においては、各種法令に基づく専門的行政窓口（地域包括支援センターや「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる、障害者相談事業「ふらっと船橋」、ふなここ等）を多数設置・運営をしています。特に、「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるについては、第2次船橋市地域福祉計画の重点項目で掲げられ、複合的な課題を抱える人や制度の狭間で福祉サービスがうまく利用できない人から相談をお受けし、寄り添いながら、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行ってきました。

専門的行政窓口が多数あるという本市の利点を生かして、子育てと介護を同時に行うダブルケアや80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子どもの生活を支える8050問題のような複合的な課題を抱える場合にも、既存の公共機関が包括的に相談を受け止め、本人・家族の相談ごとを明らかにして、適切な部署・機関につなぎ、相談者の問題解決のための道筋をたてられるような相談支援体制を構築します。

(6) 法人による公益的な取組

① 地域の社会福祉法人等の役割や連携

社会福祉法人は、法人の公益性・非営利性という特色をふまえて、地域のまちづくりの中核的役割を果たせるよう、事業運営の内容や新たな事業展開、組織体制などについて、積極的に利用者、地域住民等の参画や情報提供を進め、地域の信頼を得ていくことが求められています。市としても、社会福祉法人に積極的に地域貢献活動を行っていただけるよう、情報提供を行うとともに、連携・協働して活動できることを検討します。

② 社会福祉法人の公益的な取組事例

すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。(社会福祉法第24条第2項)

本市が社会福祉法人及び医療法人等へ実施した法人調査では、「法人が主催して、利用者・入所者と地域住民が交流を図る行事・イベントを行っている」と回答した割合が48.9%あり、約半数の法人が、法人の主催による行事・イベントを実施しています。

社会福祉法人の公益的な取組事例についてコラム掲載予定

2 計画の進捗管理と評価

(1) 進捗管理と評価の体制

計画の実現に向けて、市が本来なすべき施策はもちろん、部局間の枠を越えて連携するだけでなく、地域住民、ボランティア、事業所、船橋市社会福祉協議会などの関係団体や機関とも連携を図り支援を行う一方、計画の進捗状況について定期的な進捗管理や評価を実施する必要があります。

そのため、本計画を推進するための体制として、外部委員で構成された「地域福祉計画推進委員会」を組織し、その推進委員会で進捗管理をしていきます。

(2) 進捗管理と評価の方法

船橋市地域福祉計画を進捗管理する仕組みとして、第4章から第6章に掲載した「主な取り組み」について、関連する担当課や関係部局において自己評価し、改善点、今後の予定を含めて、「地域福祉計画推進事業要覧」としてとりまとめて、庁内各課だけでなく市民にもホームページ等で公表します。共助項目については、船橋市社会福祉協議会が策定した「船橋市地域福祉活動計画」の進捗状況の報告を受けています。

この「地域福祉計画推進事業要覧」と船橋市社会福祉協議会からの報告を、「地域福祉計画推進委員会」に提出し、PDCAサイクルの考え方にに基づき、その内容を検証・評価した後、推進委員会からの意見を市長及び船橋市社会福祉協議会会長へ提言することで、今後の取り組みに活かしています。

また、第4章から第6章に掲載した取り組みの現状について、必要に応じて市民意識調査等を活用し、達成状況の評価を行います。

こうした進捗管理の仕組みは、今後も継続していきながら、より良い進捗管理の仕組みについて検討していきます。

なお、今後の地域福祉計画は推進委員の意見や社会状況及びさまざまな福祉制度の変化などを踏まえ、次期計画策定の際に見直していきます。

PDCAサイクルのイメージ

